

日本学生支援機構奨学生 各位  
(長期履修生)

平成21年11月24日  
大阪大学 吹田学生センター

大学院長期履修課程の学生に係る第二種奨学金の  
貸与期間の取扱い変更について

標題のことについて、大学院における社会人入学の増加と履修形態の多様化への対応として、大学院長期履修課程の学生について、奨学金(第二種のみ)の貸与期間が次のとおり「長期履修課程の修業年限の終期まで」に変更となりましたのでお知らせします。

変 更 前	変 更 後
申請時に希望した 貸与始期から、 <u>通常の課程における</u> 標準修業年限の終期まで	申請時に希望した 貸与始期から、 <u>長期履修課程の</u> 修業年限の終期まで

(博士前期課程を4年かけて履修する場合の貸与期間の例)

平成21年4月～平成23年3月 → 平成21年4月～平成25年3月

(注意)

1. 長期履修課程については、所属(または入学予定の)研究科の教務担当係へ問い合わせてください。
2. 第一種奨学金の貸与期間は、長期履修課程の学生でも従前通り「通常の課程における標準修業年限の終期」までで、変更ありません。
3. 学部の長期履修制度は対象外です。
4. 貸与期間中において、当初取り決めた修業年限を延長する場合は、貸与期間の延長が認められないことがあります。
5. 平成22年度以降は、奨学金申込時に長期履修で計画された修業年限まで貸与可能となる予定ですが、長期履修課程は通常の課程より修業年限が長い為、借入総額が大きくなることが予想されます。必要な金額で申請していただくようお願いします。

【問い合わせ先】

吹田学生センター (電話) 06-6879-7088